自殺総合対策の推進に関する有識者会議（第１３回）	資料１
令和８年１１月１３日（金）	

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

自殺をめぐる状況

令和8年11月

厚生労働省 社会・援護局 総務課
自殺対策推進室

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 自殺の概況 ・・・ 2
- 自殺と自殺未遂 ・・・ 7
- 自殺者数の推移の分析 ・・・ １０
- 電話・ＳＮＳ相談の状況 ・・・ １４
- 現（第４次）自殺総合対策大綱策定以降の主な自殺対策の動向 ・・・ １５

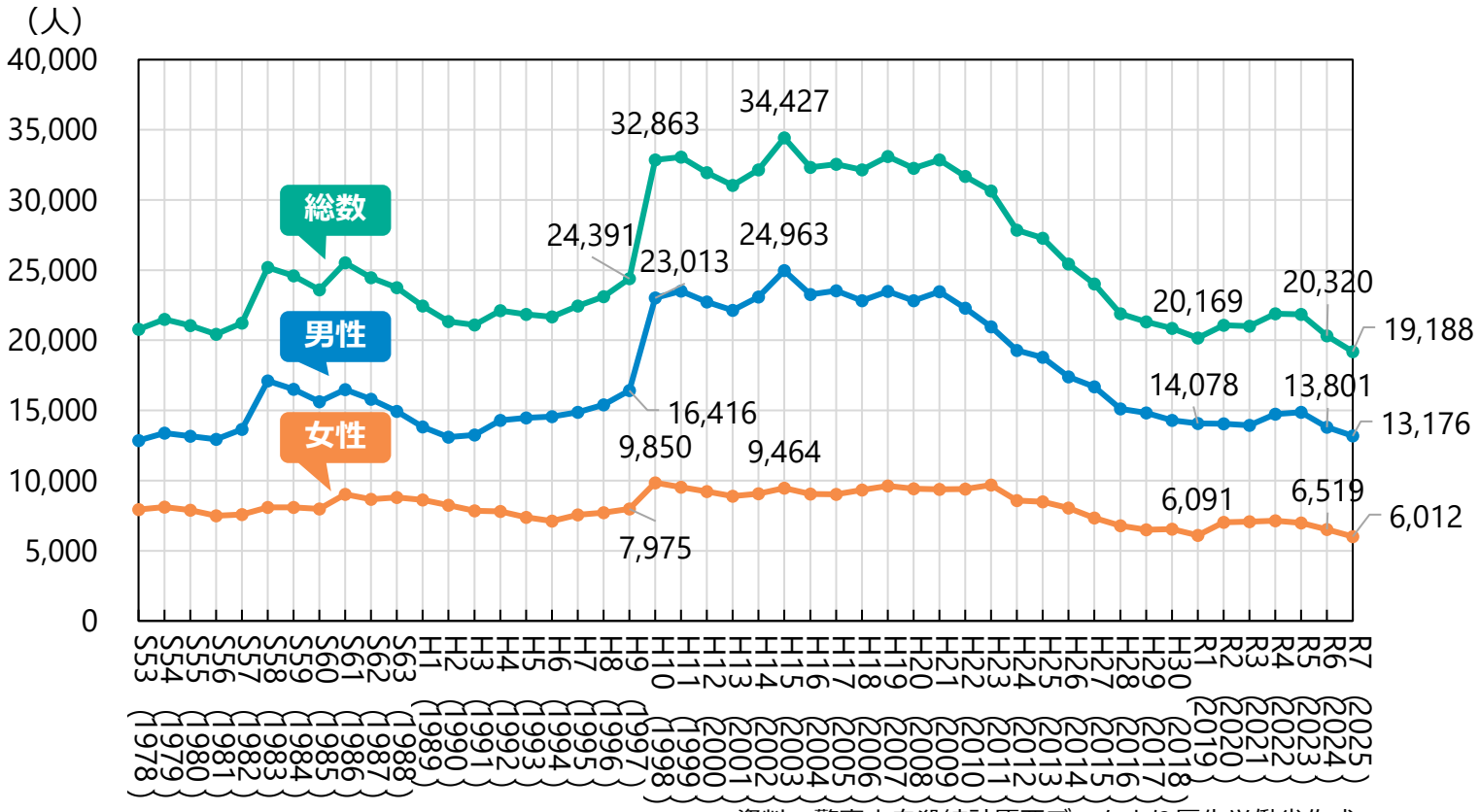
ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

自殺の概況（１）
－ 自殺者数の年次推移 －

- **令和７年の自殺者数は19,188人と、統計開始以降初めて２万人を下回る最少の数値**となった。
- 自殺者数は、**平成10年に急増*して以降３万人台で推移していたが、平成22年に減少に転じ令和元年まで減少傾向**が続いた。令和２～５年まで緩やかな増加がみられたが、**長期的にみると減少傾向で推移**している。

*平成19年版自殺対策白書によると、主に失業率増加に代表される雇用・経済環境の悪化、中小企業の破綻といった経済社会状況に起因するとまとめられている。

自殺者数の年次推移



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

自殺総合対策大綱に掲げた
数値目標

自殺死亡率を令和８年までに平成27年比で30%以上減少

平成27年：18.5
↓
令和８年：13.0以下

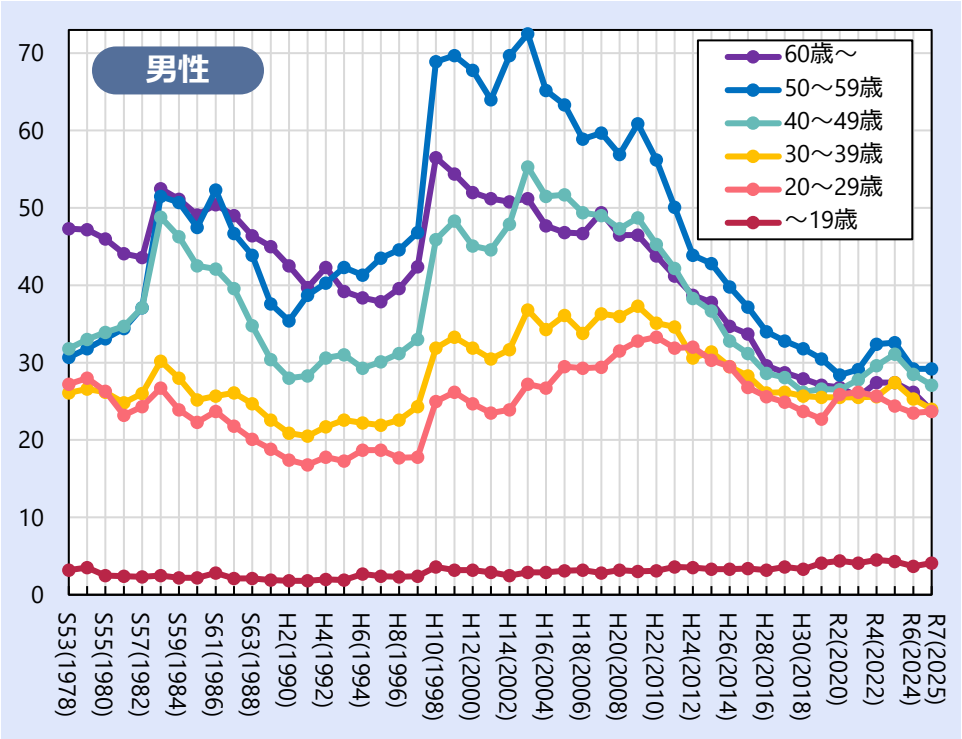
《直近の実績》
令和７年：15.5

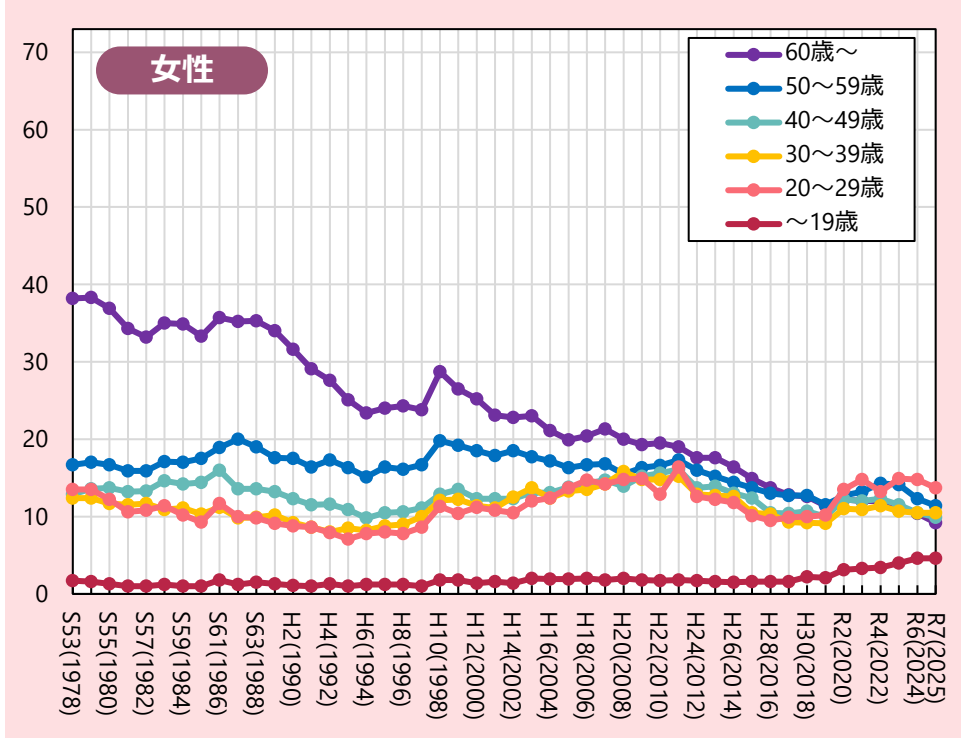
※ 自殺死亡率は、人口10万人当たりの自殺者数である。
※ 数値は、人口動態統計の確定数（令和７年は概数）である。

自殺の概況（２）
－ 年齢階級別の自殺死亡率の推移 －

- 年齢階級別にみると、平成10年に自殺者数が大きく増加した後、長期的にみて**中高年以上の男性の自殺死亡率の低下が著しく、近年では他の年齢層と大きく変わらない水準まで低下**している。こうした傾向は50歳代以上の女性においてもみられるが、低下の程度は相対的に小さい。
- 一方、**若年層についてみると、19歳以下の男女及び20歳代の女性の自殺死亡率は近年上昇傾向**がみられる。

年齢階級別にみた自殺死亡率の推移





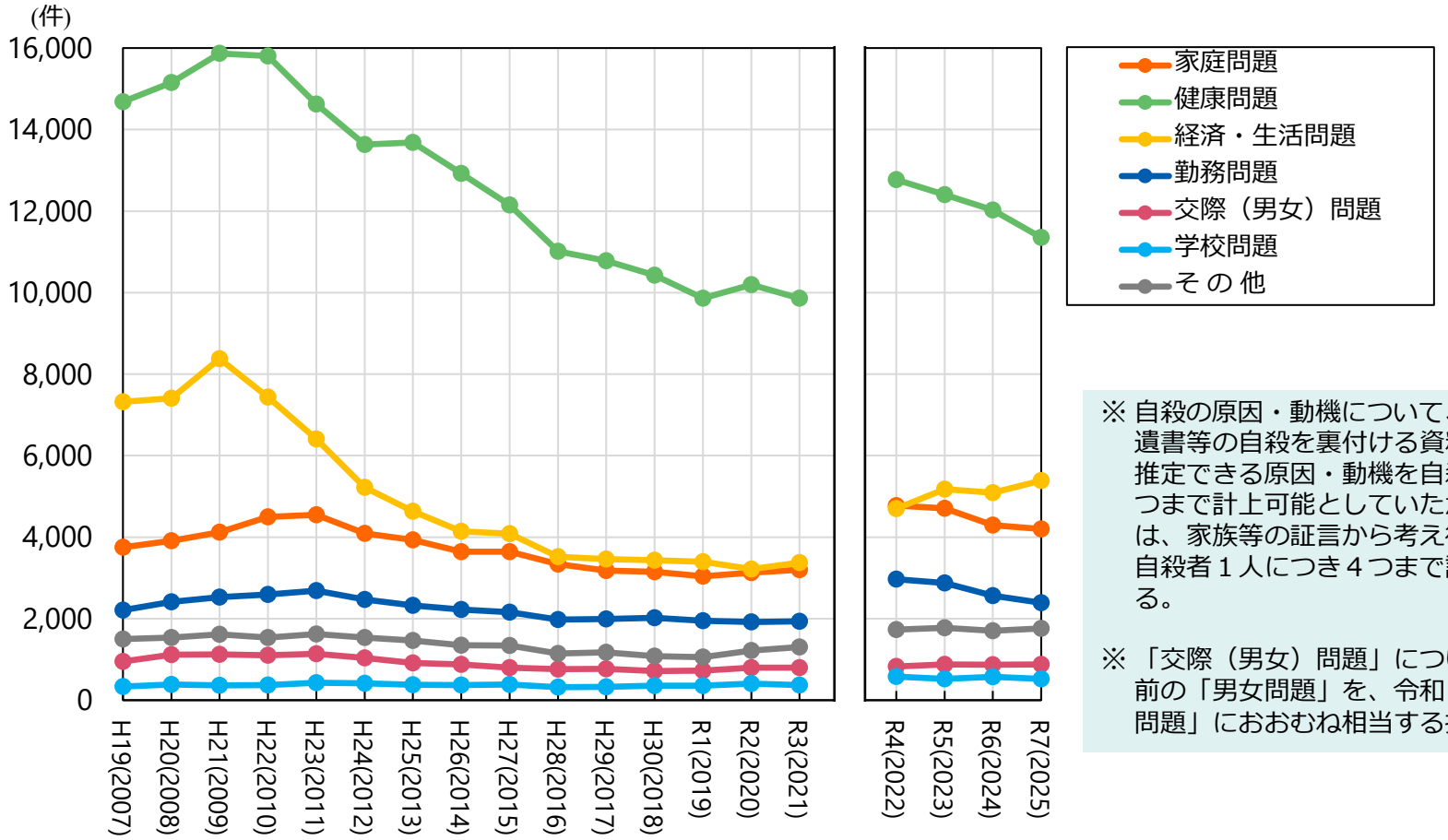
※ 自殺死亡率は、人口10万人当たりの自殺者数である。

資料：警察庁自殺統計原票データ、総務省「国勢調査」、「人口推計」より厚生労働省作成

自殺の概況（３）
－ 自殺の原因・動機の推移 －

- **自殺の原因・動機（大分類）**をみると、**「健康問題」、「経済・生活問題」、「家庭問題」**の件数が上位となっている。

自殺の原因・動機（大分類）の推移



※ 自殺の原因・動機について、令和３年以前は、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者１人につき３つまで計上可能としていたが、令和４年以降は、家族等の証言から考え得る場合も含め、自殺者１人につき４つまで計上可能としている。

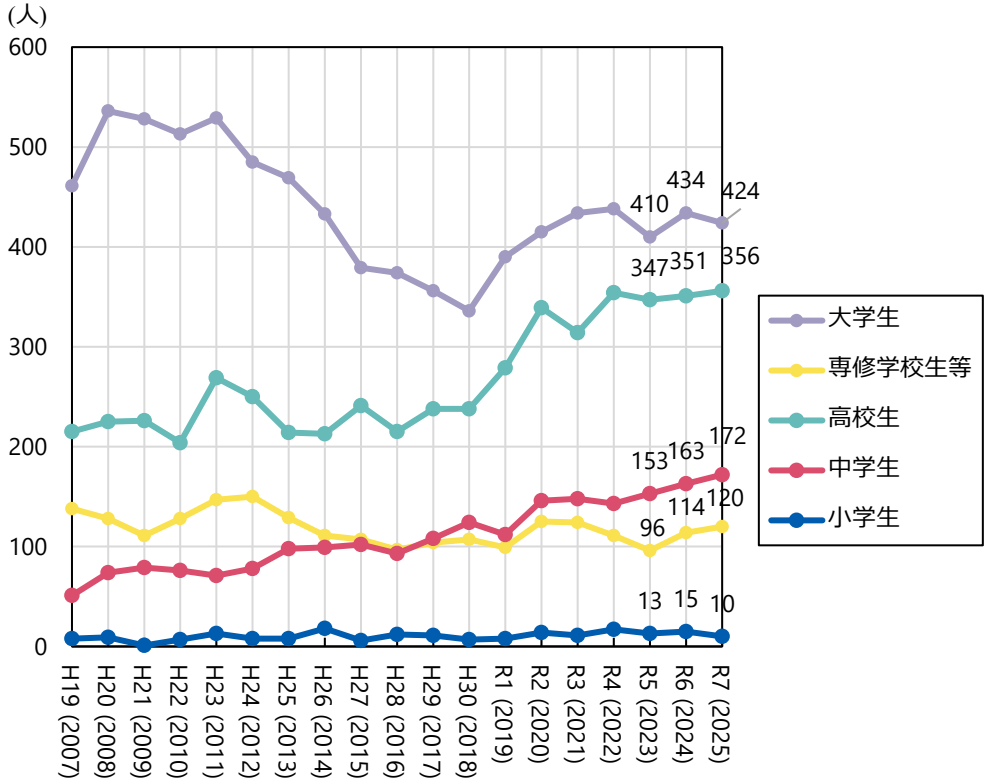
※ 「交際（男女）問題」について、令和３年以前の「男女問題」を、令和４年以降の「交際問題」におおむね相当する扱いとしている。

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

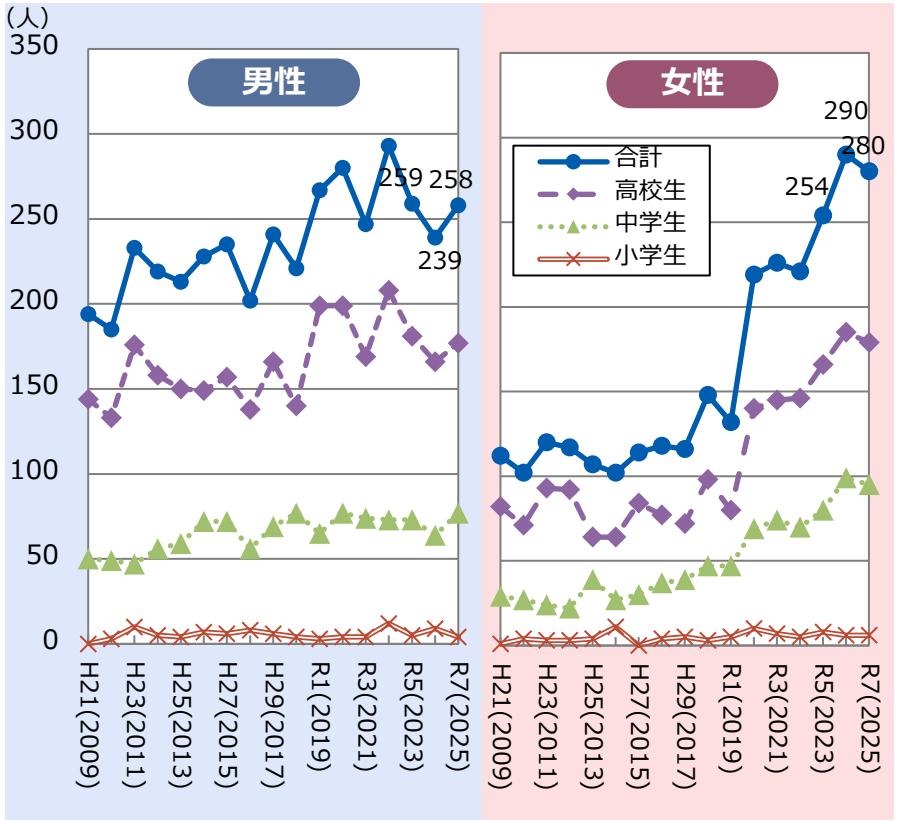
自殺の概況（４）
－ 学生・生徒等の自殺者数の推移 －

- **学生・生徒等の自殺者数は1,082人と、２年連続の増加**となった。**「中学生」及び「高校生」でいずれも最多**となり、特に**「中学生」は３年連続で最多を更新**している。**令和７年の小中高生の自殺者数は538人**と、統計のある昭和55年以降で最多の数値となった。

学生・生徒等の自殺者数の推移



性別、小中高生別にみた自殺者数の推移

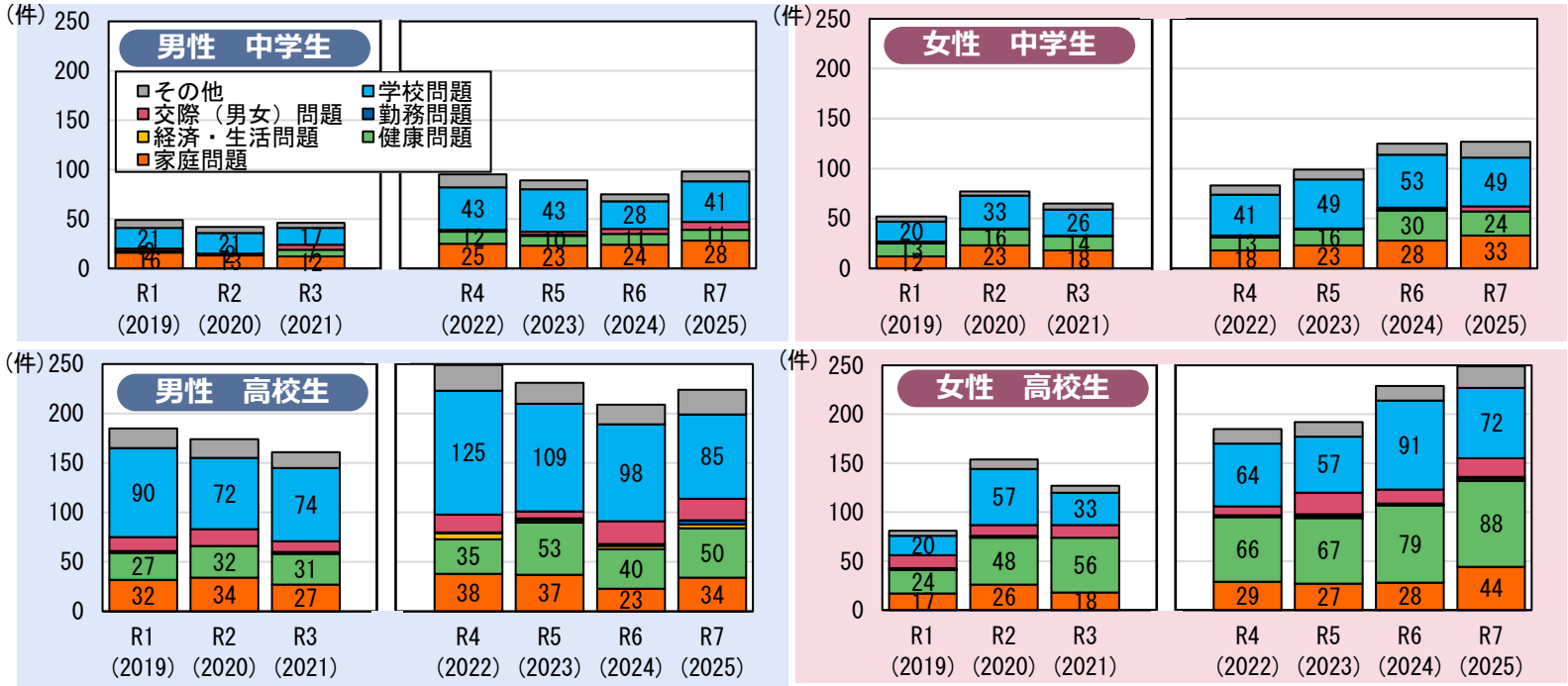


資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

自殺の概況（５）
－ 中高生の自殺の状況 －

● **中高生の自殺の原因・動機（大分類）**をみると、**「学校問題」、「健康問題」、「家庭問題」**の件数が多くなっている。

中高生の自殺の原因・動機の推移



※ 自殺の原因・動機について、令和３年以前は、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者１人につき３つまで計上可能としていたが、令和４年以降は、家族等の証言から考え得る場合も含め、自殺者１人につき４つまで計上可能としている。

※ 「交際（男女）問題」について、令和３年以前の「男女問題」を、令和４年以降の「交際問題」におおむね相当する扱いとしている。

全日制、定時制・通信制高校生の自殺者数及び割合

	男性 高校生（全日制）		男性 高校生（定時制・通信制）		女性 高校生（全日制）		女性 高校生（定時制・通信制）	
	人	%	人	%	人	%	人	%
令和４年	161	77.4	42	20.2	98	67.1	47	32.2
令和５年	123	68.0	48	26.5	91	54.8	66	39.8
令和６年	110	66.3	44	26.5	97	52.4	81	43.8
令和７年	124	70.1	46	26.0	95	53.1	77	43.0

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

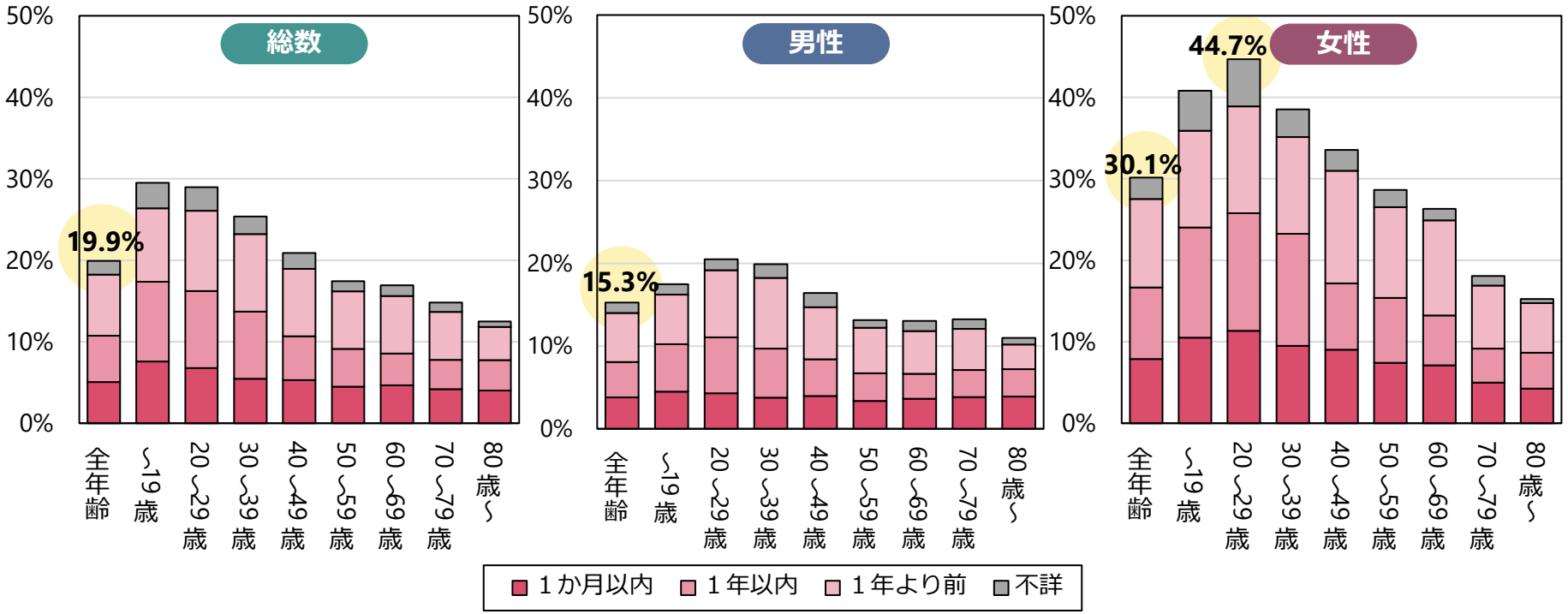
自殺と自殺未遂（１）
－ 自殺者における自殺未遂歴の状況 －

- 令和７年の自殺者数のうち**自殺未遂歴があったのは全体の19.9%。女性（30.1%）は男性（15.3%）の約２倍。**
 年齢階級別・男女別にみると、男女ともに「20～29歳」が最も高く、特に女性は44.7%に達している。

※　なお、自傷行為歴があったのは全体の11.1%。女性（20.9%）は男性（6.6%）の約３倍。

※　自殺統計原票では、「自殺未遂」とは死ぬことを目的として自分を傷つけたものの結果として死に至らなかったものをいい、「自傷行為」とは死に至ることを意図せずに自分を傷つける行為のことをいう。

年齢階級別にみた自殺者に占める「自殺未遂歴あり」の割合（及び未遂時期の構成割合）（令和７年）



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

自殺と自殺未遂（２）
－ 自傷・自殺未遂レジストリ（JA-RSA)*の分析 －

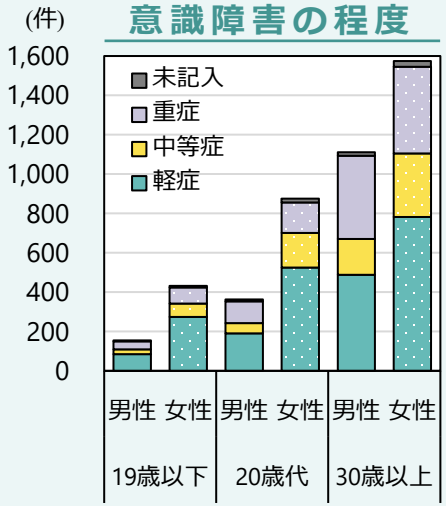
* 救命救急センターを受診した自傷・自殺未遂者の実態を把握する症例登録システム（日本臨床救急医学会といのち支える自殺対策推進センターが協働運用）

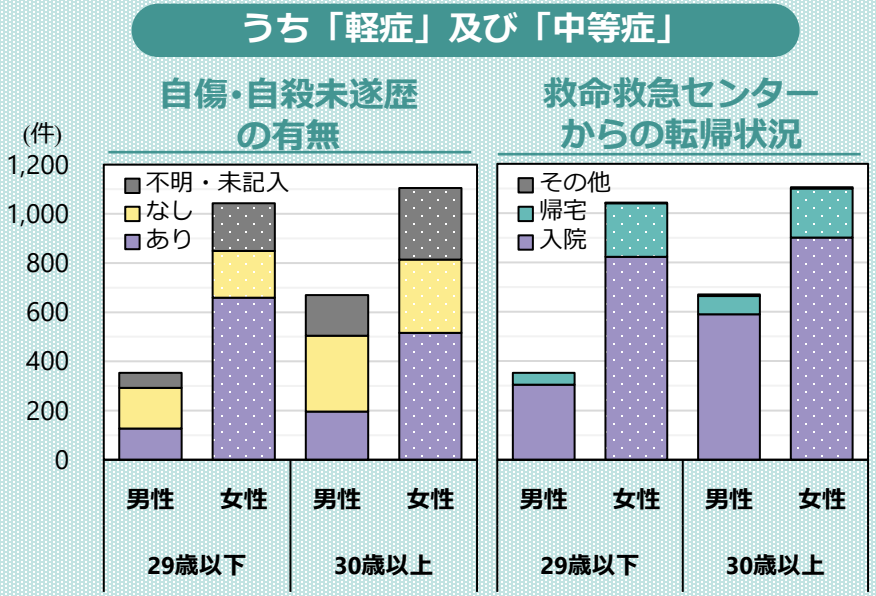
- 女性は男性よりも症例が多く、**20歳代以下については男女ともに意識障害の程度が「軽症」である割合が高い。**

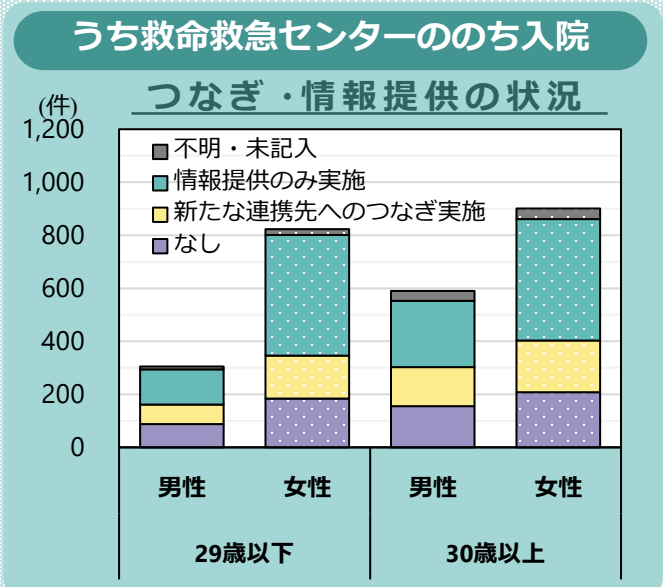
～「軽症」及び「中等症」の症例についてみると～

- **自傷・自殺未遂歴がある症例の割合は女性の方が男性よりも大幅に高く**、救命救急センター退出後に入院となる割合は年齢や性別にかかわらず高い。
- 救命救急センター退出までに行われたつなぎ・情報提供の状況は、センター退出後に入院した場合でも、**「情報提供のみ実施」が４～５割程度、「新たな連携先へのつなぎ実施」は２割程度にとどまる。**

令和4年12月から令和６年12月までの登録症例（4,521件、47/308機関）







※ 自傷・自殺未遂者とは、「自ら故意に身体損傷をもたらすような行為をおこなった者」をいう。
※ 自傷・自殺未遂レジストリの対象が高度かつ総合的医療を実施する救命救急センターのうち一部に限られており、自傷・自殺未遂者全体の一部の症例であることに留意が必要である。
※ 意識障害の程度は、Glasgow Coma Scaleの合計点数から、「軽症：14～15点」、「中等症： 9～13点」、「重症： 3～8点」と分類している。
※ 「入院」には、転院する場合も含む。

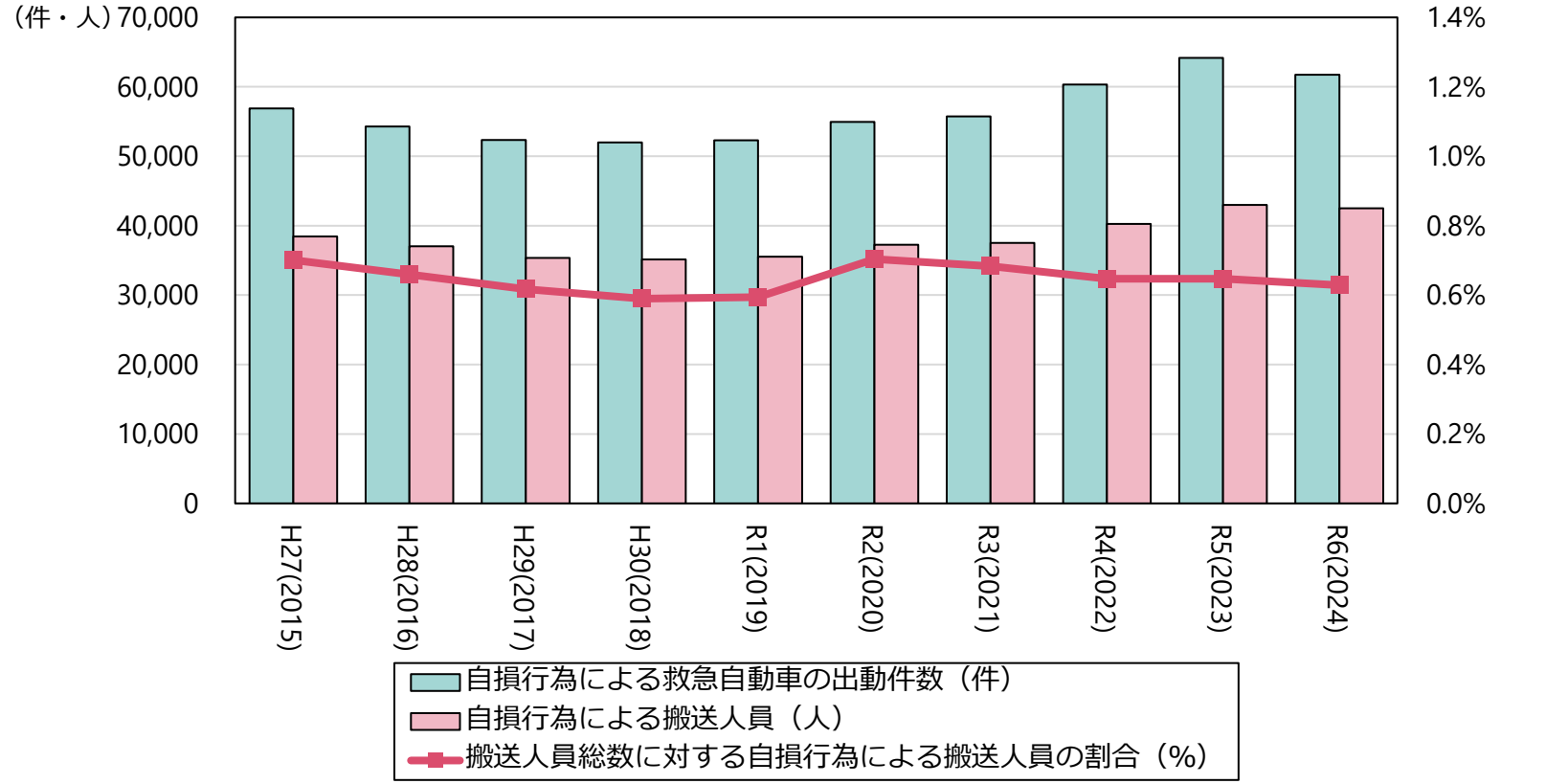
資料：自傷・自殺未遂レジストリデータより厚生労働省作成

（参考）自損行為*による救急自動車の出動件数及び搬送人員の状況

* 故意に自分自身に傷害等を加えた事故

- **自損行為による救急自動車の出動件数及び搬送人員**は、平成30年まで減少傾向であったが、令和元年に増加に転じた。その後**５年連続で増加していたが、令和６年は減少**した。
- 一方、**搬送人員総数に対する自損行為による搬送人員の割合**は、令和元年及び令和２年に上昇したが、その後は**減少傾向**にある。

自損行為による救急自動車の出動件数及び搬送人員の推移



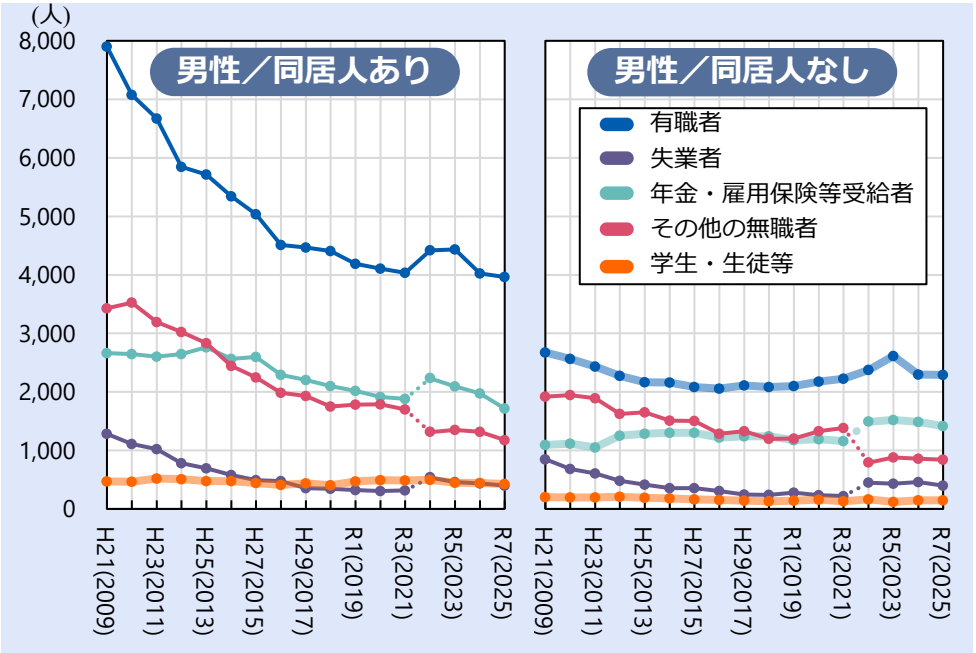
資料：消防庁「救急・救助の現況」より厚生労働省作成

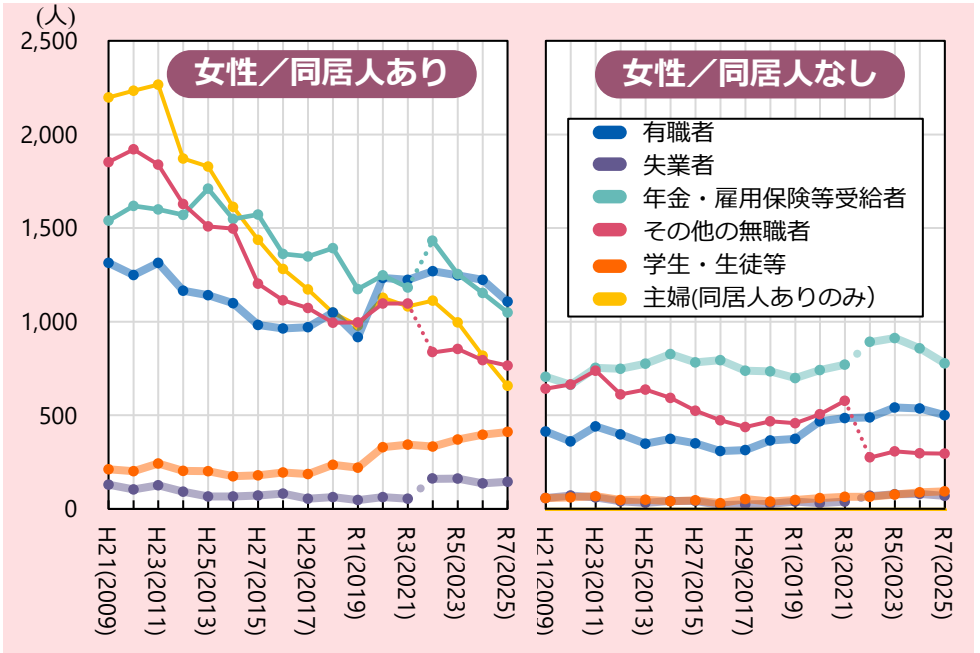
自殺者数の推移の分析（１）～自殺者数が減少に転じる直前の平成21年からの推移を分析～
－ 性別、職業、同居人の有無により異なる状況

- 自殺者数の推移を、性別、職業分類、同居人の有無別にみると、**同居人がいる男性では、ほぼすべての職業分類で平成22年以降顕著な減少傾向**にある。
- **同居人がいる女性では、「主婦」「その他の無職者」「年金・雇用保険等受給者」が顕著な減少傾向**にある。

（減少傾向にない属性は、男女ともに「同居人なしの有職者」「同居人なしの年金・雇用保険等受給者」「学生・生徒等」、女性の「同居人ありの有職者」等である（詳細は後述）。）

性別、職業分類別、同居人の有無別にみた自殺者数の推移





※ 令和４年の自殺統計原票の改正に伴い、グラフが不連続となっている部分がある。
※ 「年金・雇用保険等受給者」は、令和３年以前は「年金・雇用保険等生活者」、令和４年以降は「年金受給者（老齢・遺族給付）」、「年金受給者（障害給付）」、「雇用保険受給者」、「生活保護受給者」の合算。
※ 「その他の無職者」は、令和４年以降は「その他の無職者（ひきこもり）」、「その他の無職者（ひきこもり以外）」の合算。

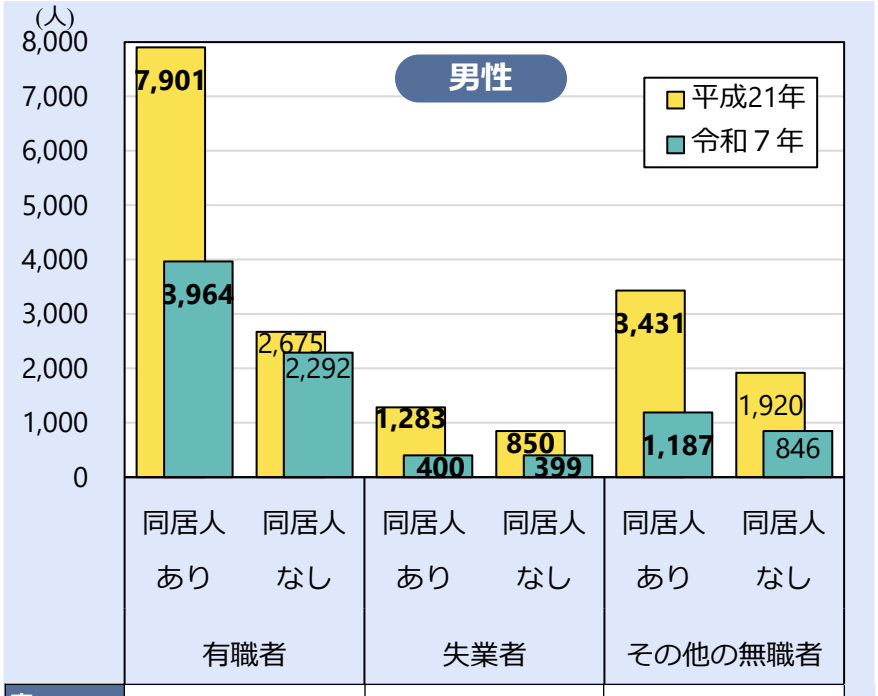
資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

自殺者数の推移の分析（２）
－ 減少に寄与した属性 －

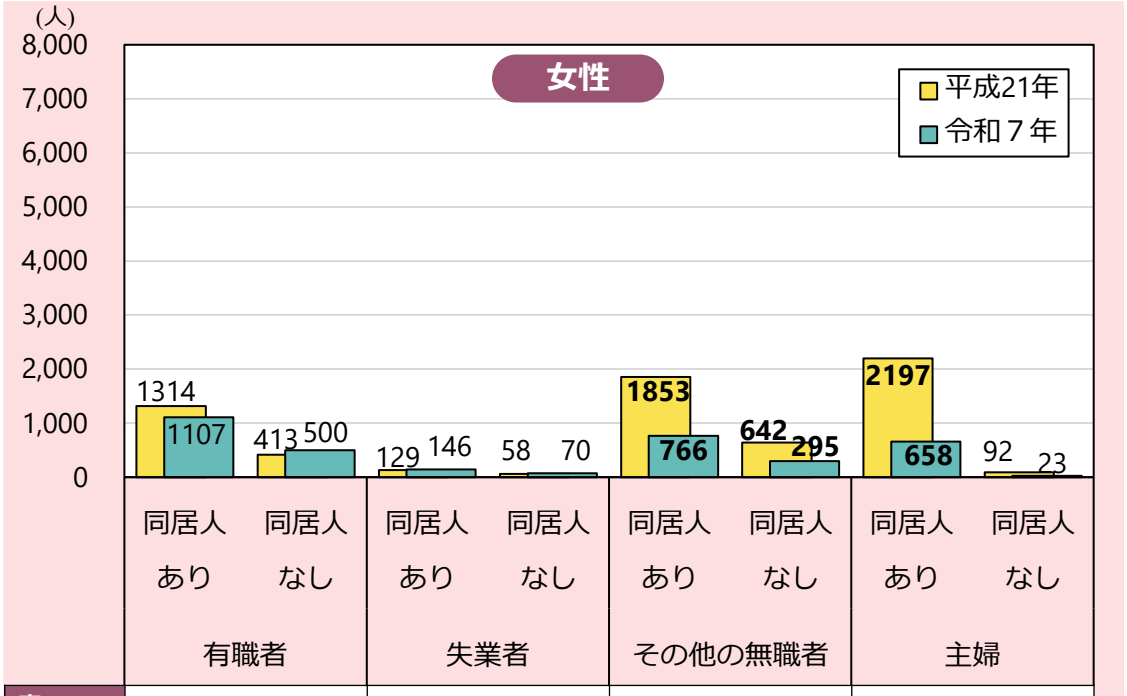
- 自殺者数全体の減少分に占める寄与率*が大きく、かつ、変化率が自殺者数全体と同程度以上減少している属性は、男性では**「有職者」、「失業者」、「その他の無職者」**、女性では**「その他の無職者」、「主婦」**であった。
- このうち、**男性の「有職者」及び「その他の無職者」、女性の「主婦」については、同居人の有無別にみても「同居人あり」の場合で減少に寄与**していた。

寄与率：各区分の増減数が全体の増減数に占める割合

平成21年と令和７年における自殺者数の比較（複合属性：性別、職業分類別、同居人の有無別）



		有職者		失業者		その他の無職者	
寄与率	職業	31.9%		9.9%		24.8%	
	同居人の有無	28.8%	2.8%	6.5%	3.3%	16.4%	7.9%
変化率		-49.8%	-14.3%	-68.8%	-53.1%	-65.4%	-55.9%



		有職者		失業者		その他の無職者		主婦	
寄与率	職業	0.9%		-0.2%		10.6%		11.8%	
	同居人の有無	1.5%	-0.6%	-0.1%	-0.1%	8.0%	2.5%	11.3%	0.5%
変化率		-15.8%	21.1%	13.2%	20.7%	-58.7%	-54.0%	-70.1%	-75.0%

※ 「その他の無職者」は、令和４年以降は「その他の無職者（ひきこもり）」、「その他の無職者（ひきこもり以外）」、「主夫」の合算。
※ 寄与率（職業）については、同居人の有無「不詳」も含めて算出している。

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

自殺者数の推移の分析（３）
－ 男性有職者等の自殺者数の減少と経済社会的状況 －

- 平成22年以降の自殺者数減少に寄与していた、同居人がいる男性について、職業分類別に**平成21年と令和元年の自殺の原因・動機件数の減少差をみると、経済・生活問題及び健康問題が上位を占めていた。**
- **男性有職者・失業者の自殺者数の推移**について、平成22年以降、雇用情勢の改善に伴って失業率が低下しており、同時期の経済社会状況とも整合的であるといえる。

(H21,R1)自殺の原因・動機件数の比較(職業分類別)

自営業・家族従業者	差	変化率
● 事業不振	-548	-73.8%
● 負債（合計項目）	-382	-70.6%
● 病気の悩み（身体の病気）	-234	-67.4%
● 病気の悩み・影響（うつ病）	-170	-59.6%
● 生活苦	-69	-65.1%

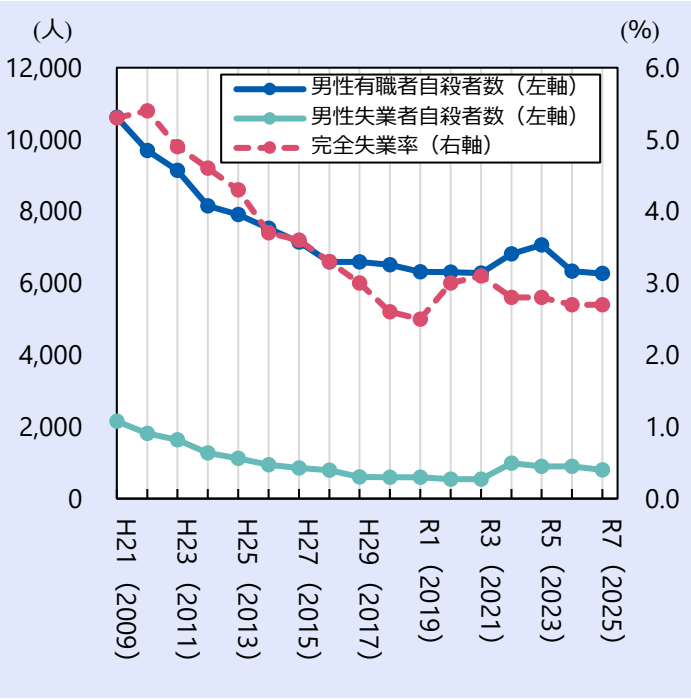
失業者	差	変化率
● 失業	-410	-87.6%
● 負債（合計項目）	-169	-81.6%
● 病気の悩み・影響（うつ病）	-147	-69.7%
● 病気の悩み（身体の病気）	-84	-79.2%
● 生活苦	-79	-73.8%

被雇用者・勤め人	差	変化率
● 負債（合計項目）	-616	-61.0%
● 病気の悩み・影響（うつ病）	-398	-42.0%
● 病気の悩み（身体の病気）	-211	-48.2%
● 事業不振	-150	-74.3%
● 生活苦	-146	-61.9%

その他の無職者	差	変化率
● 病気の悩み・影響（うつ病）	-440	-57.2%
● 病気の悩み（身体の病気）	-337	-57.6%
● 病気の悩み・影響（統合失調症）	-173	-55.6%
● 負債（合計項目）	-128	-57.1%
● 失業	-66	-68.8%

（同居人ありの男性のみ、差が大きい上位五つ）　● 経済・生活問題　● 健康問題

男性有職者・失業者の自殺者数及び失業率の年次推移



※　自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていることに留意が必要である。
※　自殺の原因・動機は、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者１人につき３つまで計上可能としている。
※　「負債（合計項目）」は、「負債（多重債務）」、「負債（連帯保証債務）」、「負債（その他）」の合算。

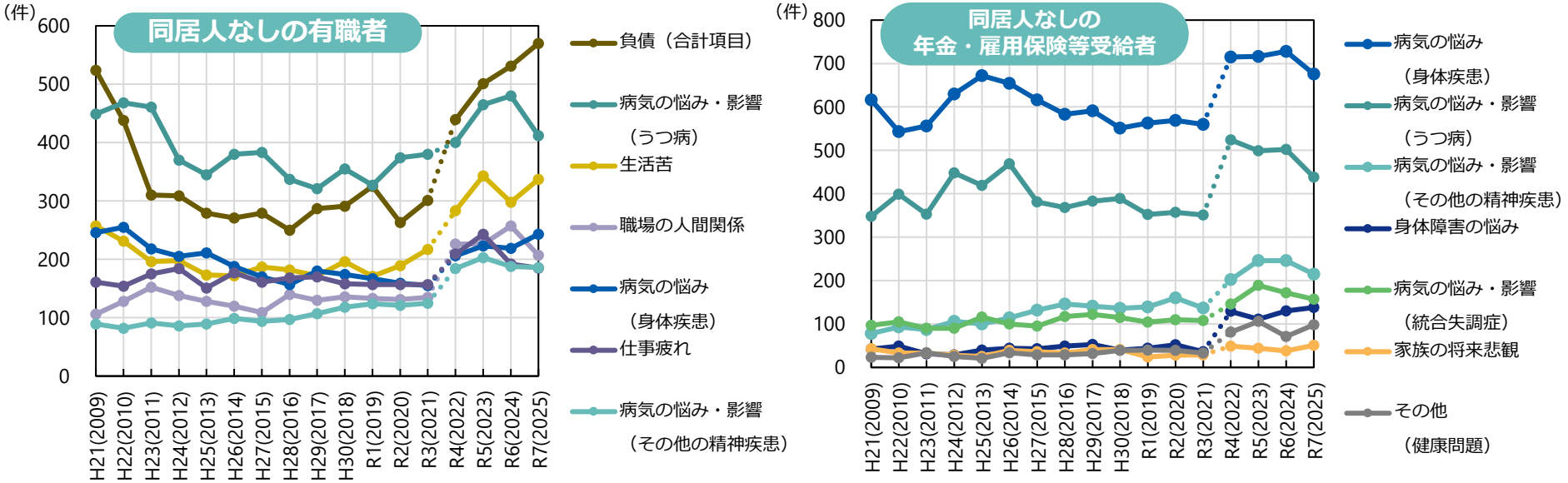
資料：警察庁自殺統計原票データ、総務省「労働力調査」より厚生労働省作成

自殺者数の推移の分析（４）
－ 自殺者数が減少傾向にない属性 －

- 平成22年以降、全体の自殺者数が減少する中で、減少傾向にない属性は、**男女ともに「同居人なしの有職者」「同居人なしの年金・雇用保険等受給者」「学生・生徒等」、女性の「同居人ありの有職者」等**である。
- 各属性の主な自殺の原因・動機は、下表のとおり。

属性	上位で推移している自殺の原因・動機
同居人なしの有職者	「負債（合計項目）」「病気の悩み・影響（うつ病）」「生活苦」
同居人なしの年金・雇用保険等受給者	「病気の悩み（身体疾患）」「病気の悩み・影響（うつ病）」 「病気の悩み・影響（その他の精神疾患）」
女性の同居人ありの有職者	「病気の悩み・影響（うつ病）」

（参考）自殺者数が減少傾向にない属性の自殺の原因・動機の推移



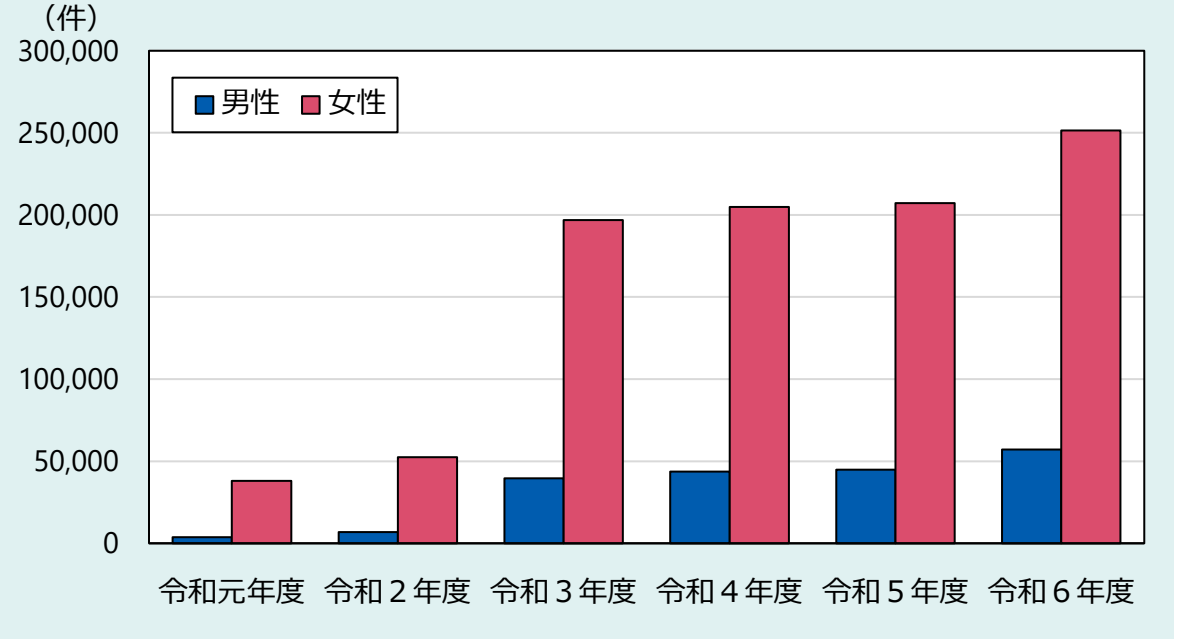
※ 自殺の原因・動機について、令和３年以前は、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者１人につき３つまで計上可能としていたが、令和４年以降は、家族等の証言から考え得る場合も含め、自殺者１人につき４つまで計上可能としている。このため、グラフが不連続となっている部分がある。

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

電話・SNS相談の状況

- 自殺に関する悩みを抱える方に対する電話相談は、従来から自治体や民間団体において実施されてきており、厚生労働省では、その実施を支援するとともに、自殺総合対策における相談窓口として周知してきた。
- 平成30年3月の自殺対策強化月間に併せて、民間団体の協力のもと、SNSを活用した相談事業を実施。新型コロナウイルス感染症の影響下における孤独・孤立等の影響による自殺リスクの高まりや、中高生の自殺者数の増加などを受け、SNSを活用した相談体制を強化してきた。
- 接続率は、同じ方から再度架電がある場合など数字については留意すべき点があるものの、電話では平均２～３割、SNS相談では平均４～５割程度の相談機関が多い。

性別、年度別にみたＳＮＳ相談事業における相談件数（延べ件数）の推移



資料：SNS相談事業各団体資料より厚生労働省作成

現（第４次）自殺総合対策大綱策定以降の主な自殺対策の動向

令和４年　１０月　第４次自殺総合対策大綱改定（閣議決定）

令和５年　　４月　こども家庭庁発足
（こどもの自殺対策の司令塔として「こどもの自殺対策推進室」を設置）

６月　「こどもの自殺対策緊急強化プラン」策定【こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議】
（自殺に関する情報の集約・分析、全国展開を目指した１人１台端末の活用による自殺リスクの把握や都道府県等の「若者自殺危機対応チーム」の設置の推進など、総合的な取組を進める。）

令和７年　　６月　自殺対策基本法・こども家庭庁設置法の一部改正法成立
（こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備･措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報･設備等対策、自殺未遂者等･自殺者の親族等への支援の強化について定める。）

９月　「こどもの自殺対策推進パッケージ」策定【こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議】
（こどもの自殺対策の実施に様々な機関や団体が関わる中で、関係機関や団体の連携・協働により連動性を持って取り組まれるべき施策を取りまとめ、自殺対策が地域を問わず着実に行われるよう底上げを図る。）

令和８年　　４月　改正自殺対策基本法完全施行

「こども・若者自殺防止総力戦略」公表【こども家庭庁】
（深い孤立や困難を抱えた自殺のリスクが高いこどもや若者を、特に危機が深まる前に把握し、確実に支援につなげる仕組みを地域の中で着実に機能させる取組を進めている。）

現（第４次）自殺総合対策大綱策定以降の主な自殺対策の動向

（関連施策の動向～法改正関係）

○【民法・児童福祉法・児童虐待防止法＊1の改正】（令和４年１２月公布）
　親権者による懲戒権の規定を削除するとともに、体罰等のこどもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動を禁じる。

○【労働安全衛生法の改正】（令和７年５月公布）
　労働者数50人未満の事業場に対してもストレスチェックの実施を義務化する。

○【薬機法＊2の改正】（令和７年５月公布）
　「濫用等のおそれのある医薬品」を指定濫用防止医薬品として規定するとともに、その販売方法を見直し、若年者に対しては適正量に限って販売すること等を義務付ける。

○【労働施策総合推進法＊3の改正】（令和７年６月公布）
　カスタマーハラスメント対策を事業主の雇用管理上の措置義務とする。

＊１…児童虐待の防止等に関する法律

＊２…医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

＊３…労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律